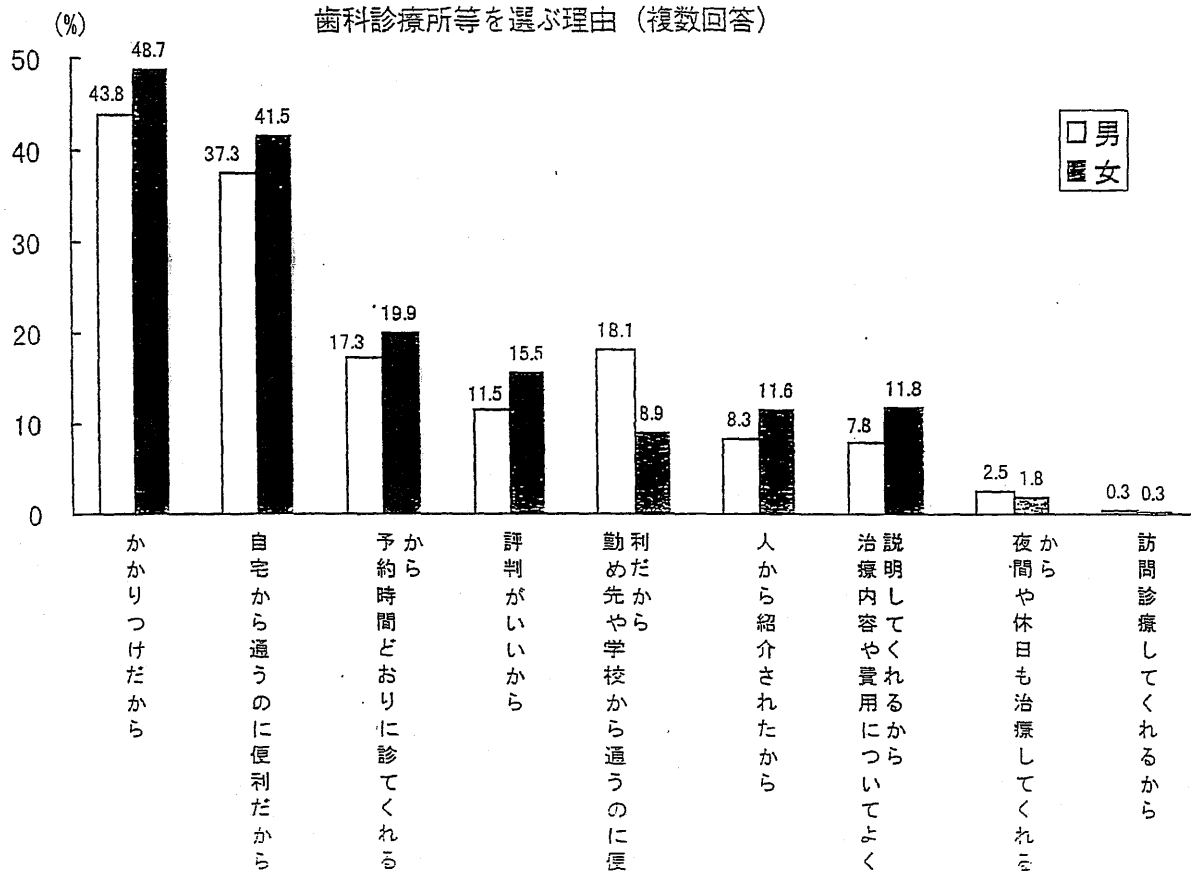
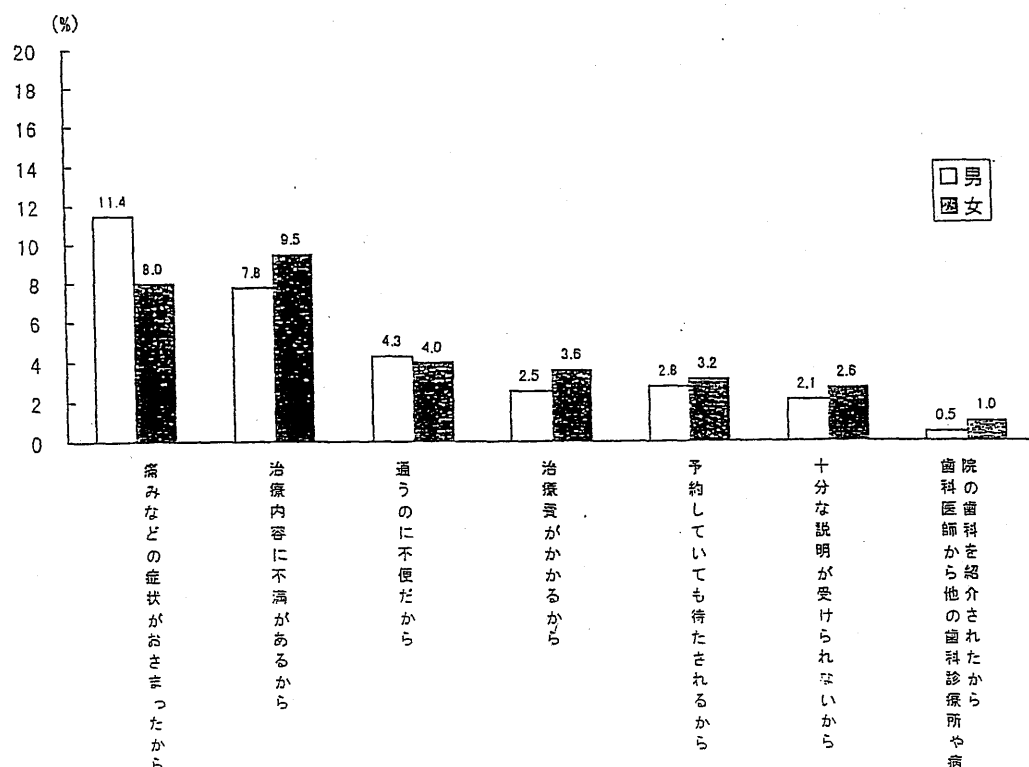


歯科医療機関への「かかりつけ」の状況

性別にみた診療を「受けたことがある」者と「治療中」の者の
歯科診療所等を選ぶ理由（複数回答）



性別にみた診療を「受けたことがある」者と「治療中」の者の治療を止めたり、転医した理由（複数回答）



歯科診療報酬等について

1. 機能分担と連携

○歯科診療所と病院歯科における機能や連携に応じた評価の例 1

2. 重症化予防等の評価

○う蝕や歯周疾患等の重症化予防を評価した例 2

○補綴物の長期維持管理等を評価した例 3

3. 在宅歯科医療の評価

○在宅歯科医療を評価した例 4

4. 患者の視点の重視

○情報提供を評価した例 5

○8020運動について 6

5. その他

○時間、技術力の評価の例 7

○歯科診療行為の包括評価が行われている例 8

1. 機能分担と連携

歯科診療所と病院歯科における機能や連携に応じた評価の例

1. かかりつけ歯科医機能の評価の例

①かかりつけ歯科医初診料

治療計画を策定し、その内容等を説明し文書により情報提供を行った場合。
〔届出医療機関数：59,863〕*

②継続的歯科口腔衛生指導料

齲蝕多発傾向者等に対し、療養上必要な指導等を継続的に行った場合。

③歯周疾患のメンテナンス治療

歯周疾患の継続治療計画を策定し継続的な治療管理を行った場合。

○歯周疾患継続治療診断料

〔届出医療機関数：53,753〕*

○歯周疾患継続総合診療料

2. 高次歯科医療を担う病院歯科機能の評価の例

①病院歯科初診料

病院歯科初診料1：紹介率30%以上又は20%以上であるもののうち、厚生労働大臣が別に定める手術（高次歯科医療）の件数が年間30件を超える場合。

病院歯科初診料2：紹介率20%以上である場合。

〔届出状況〕*

届出医療機関数	病院歯科初診料1	296
	病院歯科初診料2	27

②感染予防対策管理料

病院歯科初診料1の施設基準に適合し感染予防のための必要な体制等が整備されているとして届け出た病院で感染予防対策が行われた場合。

〔届出医療機関数：225〕*

3. 歯科診療所と病院歯科の連携の評価の例

①病院歯科共同治療管理料

かかりつけ歯科医と病院歯科の歯科医師が、口腔外科手術を目的で紹介された患者を病院歯科において共同で治療及び指導管理を行った場合。

〔届出医療機関数：84〕*

*) 厚生労働省保険局医療課調べ（平成14年7月1日現在）

平成 15 年 10 月 1 日
中医協基本問題小委員会

診療報酬体系の見直しに係る審議の概要

当小委員会では、診療報酬体系の改革に向けて、「医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針」に記載された診療報酬体系の見直しに係る各項目に沿って一通りの検討を行ってきたことから、今般、それぞれの項目に係る審議の概要について、以下のとおり中間的な整理を行った。

〔診療報酬体系の見直しに係る診療報酬基本問題小委員会の審議経過〕

- 4月 16日 今後の検討課題について
- 5月 7日 再診料の逡減制の見直しについて
難易度、時間及び技術力の評価について
- 14日 特定療養費制度について
診療報酬調査専門組織について
- 21日 再診料の逡減制の見直しについて
- 28日 保険診療と保険外診療の併用に係る個別事項について
予防医療について
- 6月 4日 慢性期入院医療について
情報提供の在り方について
- 18日 医療提供体制、小児医療、精神医療について
- 25日 診療報酬調査専門組織について
- 7月 9日 歯科診療報酬について
調剤報酬について
- 16日 小児医療、救急医療体制等について
新医師臨床研修制度について
- 23日 プライマリ・ケア、かかりつけ医機能等について
在宅医療について
医薬品の適応外使用等について
- 30日 老人診療報酬について
IT化について

設基準の緩和や審査体制の拡充を行ったところであり、今後、手続の簡素化、新規技術の迅速な患者への提供を図る観点から、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みについて検討を行う。

- ・ また、一部の抗がん剤など適応拡大が求められている医薬品については、審査期間の短縮や医師主導治験に対する特定療養費等の活用により、国民負担を軽減しつつ保険適用の迅速化を図ったところであるが、今後、さらに、関係学会からエビデンスに基づく適応拡大要望があった医薬品の取扱いについて検討すべきとの意見があった。
- ・ なお、総合規制改革会議が提案している「質の高いサービスを提供することができる医療機関においては、現行の特定療養費制度における高度先進医療のみならず、新しい医療技術について、個別の承認を必要とせず包括的に認める制度の導入を図るべき」との意見については、更に具体的な提案が出された段階で、慎重に検討を行うものとする。

4 その他

(1) 歯科診療報酬

- ① 歯科診療所と病院歯科における機能や連携に応じた評価
 - ・ 歯科診療所と病院歯科の機能分担や連携を推進する観点から、歯科診療所におけるかかりつけ歯科医機能及び病院歯科における高次歯科機能の評価を進めるとともに、両施設の有機的連携等を重視した評価について検討を行う。
- ② う蝕や歯周疾患等の重症化予防
 - ・ 患者の口腔機能の維持・増進の観点から、う蝕や歯周疾患の再発予防や継続管理、歯冠修復や欠損補綴後の維持管理等に対する評価の在り方について検討を行う。
- ③ 地域医療との連携を重視した在宅歯科医療等の評価
 - ・ かかりつけ歯科医機能及び病診連携に基づく在宅の歯科医療の体系化について検討を行う。

中央社会保険医療協議会
会長 星野進保殿

中央社会保険医療協議会委員
青柳俊
櫻井秀也
西島英利
青島英子
佐々英達
平井泰行
譽田雄一郎
漆畑稔

国民により良い医療を提供するための 診療報酬適正評価に関する要望事項

〔医科〕

I 基本的考え方

1. 全ての国民が安心して医療が受けられる体制を確保すること
2. 医療の質が確保できること
3. 患者の安全に立脚した診療報酬であること
4. 医学・医療の進歩に見合った制度であること
5. 「もの」と「技術」の分離及び技術評価をより重視すること
6. 医療機関の安定的経営を保障するものであること

II 具体的検討事項

1. 適正な技術料評価の診療報酬体系の確立

(1) 医師の基本技術に対する適正評価

(薬剤管理コストの設定(処方料等)、初診料・再診料の評価、診療科の特性に応じた外来管理加算の見直し、手術・検査等における人件費部分に着目した評価、検体検査判断料の評価等)

(2) 各診療科固有の専門技術に対する適正評価

(処置及びリハビリテーション等の月内逦減制・算定制限、検査点数、画像診断等の不合理見直し)

[歯 科]

I 基本的考え方

1. 生涯を通じた口腔機能の維持・増進を図るための「かかりつけ歯科医」機能の推進と充実
2. 重症化予防技術の充実
3. 地域医療との連携を重視した在宅歯科医療等の充実
4. 「もの」と「技術」の分離と適正な技術評価
5. 医療安全対策と医療の質の確保・向上

II 具体的検討事項

1. 生涯を通じた口腔機能の維持・増進を図るための「かかりつけ歯科医」機能の推進と充実
 - (1) 患者の視点を重視した情報提供等の充実・評価
 - (2) かかりつけ歯科医再診料の評価
 - (3) 歯科診療所（かかりつけ歯科医）と病院歯科における機能や連携に応じた評価
 - (4) 高齢者、障害者、全身疾患を有する患者に対する医科・歯科連携による歯科医療の確立と評価
 - (5) 検査項目の充実
 - (6) 少子社会に対応した歯科医療の評価
2. 重症化予防技術の充実
 - (1) 齲蝕や歯周疾患等の継続的な維持管理の充実・評価
 - (2) 歯冠修復及び欠損補綴の継続的な維持管理の評価
 - (3) 口腔機能の維持・増進の観点を踏まえた補綴物維持管理の見直し
3. 地域医療との連携を重視した在宅歯科医療等の充実
 - (1) かかりつけ歯科医機能及び病診連携に基づく在宅歯科医療の評価
 - (2) 高齢者の口腔機能の維持・増進によるQOL向上の観点を踏まえた在宅歯科医療の充実と質の向上